

入札説明書

令和6年札幌市告示640号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和6年2月14日

2 契約担当部局

〒060-0042 札幌市中央区大通西19丁目 WEST19 3階

札幌市保健福祉局保健所施設管理課墓園管理係 電 話 : 011-616-2855
FAX : 011-622-7311

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称 里塚、平岸及び手稲平和霊園管理事務所機械警備業務

(2) 調達案件の仕様等 仕様書による。

(3) 履行期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日

ただし、本調達は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約のため、契約を締結する日の属する年度の翌年度以降について、本調達に係る予算の削減又は減額があった場合には、契約を解除することがある。

(4) 履行場所 里塚霊園管理事務所 (札幌市清田区里塚468番地)

平岸霊園管理事務所 (札幌市豊平区平岸5条15丁目)

手稲平和霊園管理事務所 (札幌市西区平和387番地)

(5) 入札書の記載方法

月額で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(6) 積算・入札価格に係る留意点について

ア 本調達案件については、令和5年度の本市労務単価（ただし、入札告示時点で本市が令和6年度設定額を公表していないものに限る。）を適用して積算、入札及び契約を行うこととする。

イ 本調達案件の受託者は、令和6年度の本市労務単価の公表後に、労務単価額の変更に伴う契約金額の変更協議を請求できるものとする。

ウ 当該協議により変更する金額については、「令和6年度の本市労務単価により積算された予定価格に当初契約の落札率を乗じた額と当初契約額との差額」により算定することを基本とし、算定方法及び請求方法の詳細は、別途本市から受託者に対し通知するものとする。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「警備業」、小事業「機械警備業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

（ア）子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）

と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

（ア）一方の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（a）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（b）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（c）会社法第2条第15号に規定する社外取締役

（d）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

（ウ）一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（6）札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

（7）札幌市内に本店又は支店等を有し、かつ、その事業所において、次に掲げる要件を満たすものであること。

ア 警備業法第2条第1項第1号に定める警備業務に係る警備業の認定を受け、又は営業所設置等の届出を行っていること。

イ 社会保険適用事業所で、かつ、当該事業所において警備業務に従事する労働者（労働基準法第9条に定める者）を、社会保険加入義務のある雇用契約により現に5人以上雇用していること。

（8）警備業務の遂行に関する賠償責任保険に加入していること。

（9）告示日を起点とした過去2年間において、本市又は他の官公庁の施設における機械警備業務の履行実績があること。

（10）事業協同組合等における取扱いについて

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち（7）～（9）に定める資格について、次のとおり取扱う。

ア （7）のイに掲げる要件について、社会保険適用事業所にあっては、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとし、人員にあっては、当該組合と組

- 合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る人員の合計値とすることができます。
イ (8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）のいずれかとすることができます。
ウ (9)に掲げる要件については、当該組合と組合員（組合が指定する所在地が札幌市内の組合員）に係る契約実績の合計値とすることができます。

5 入札書の提出方法等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。
(2) 入札書の受領期限
令和6年2月26日（月）15時20分（必着とする）
(3) 入札書の提出方法

入札書は、別紙1の様式にて作成し、上記2の場所に持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 入札書を直接持参する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年2月26日（月）15時20分開札〔里塚、平岸及び手稲平和霊園管理事務所機械警備業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和6年2月26日（月）15時20分開札〔里塚、平岸及び手稲平和霊園管理事務所機械警備業務〕の入札書在中」の旨を記載し、上記2あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換えまたは撤回をすることができない。

- (4) 調達案件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示の日から令和6年2月20日（火）までの午前8時45分から午後5時15分までの間で提出すること。

ウ 回答書の閲覧

令和6年2月22日（木）以降、上記2の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、局ホームページに掲載する。

- (5) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。

- (6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

- (7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

- (8) 開札の日時及び場所

令和6年2月26日（月） 15時20分

(9) 開札

ア 開札は、入札後直ちに上記(2)の場所において、入札者またはその代理人を立ち会わせて行う。

ただし、入札者またはその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 入札者またはその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ 入札者またはその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書または入札権限に関する委任状(別紙2)を提示しなければならない。

エ 入札者またはその代理人は、入札執行職員またはその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者またはその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付し、または提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付または提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき最低制限価格を設定する(「市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針」における「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照)。

(4) 落札者の決定方法

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札候補者として、落札保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、当該落札候補者を落札者とする。

イ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札にくじを引かせて落札候補者の審査の順位を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、落札候補者は、入札執行者の指示があった日(原則として開札日)の翌日から起算して3日以内(土曜日、日曜日及び休日を除く。)に、上記4に掲げる競争入札参加を有することを証する書類(別記「入札参加資格審査資料の提出について」参照)を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を、入札参加資格のない者のした入札とみなす無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)した者を、新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

(5) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する

書類（別記参照）を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、または市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後までに契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙「契約約款」のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかつた者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかつた者は、本市に対して入札参加資格が認められなかつた理由について、原因となつた事実を知り、または合理的に知り得たときから10日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ。

イ その他の

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(10) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税法及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書を提出しなければならない。